

令和4年度（2022年度）特別交付税（市町村分）
12月交付の概要

令和4年（2022年）12月13日
市町村課

令和4年度特別交付税の12月交付額が12月13日（火）に決定されました。
本県市町村分の交付状況は次のとおりです。
なお、各市町村の交付額は別紙のとおりです。

1 交付額

令和4年度特別交付税の県内市町村への12月交付額は93.5億円で、昨年度の12月交付額と比較して4.1%の増となっています。

主な増減項目として、今年度新設された消防団員の年額報酬等や、中心市街地再活性化等特別対策事業に係る項目などが増となっており、平成28年熊本地震に係る項目などが減となっています。

<区分別交付額>

単位：千円

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	対前年比 (R3→R4年度)
大都市分	1,444,062	1,476,287	1,605,211	+8.7%
都市分	4,214,241	3,577,901	3,648,785	+2.0%
町村分	4,814,056	3,933,358	4,100,032	+4.2%
合 計	10,472,359	8,987,546	9,354,028	+4.1%

<主な増減項目>

単位：千円

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	対前年比 (R3→R4年度)
消防団員年額報酬等	—	—	164,049	皆増
中心市街地再活性化等特別対策	58,072	115,250	214,088	+85.8%
現年災※	4,544,953	296,755	423,415	+42.7%
中長期職員派遣（災害）	124,611	280,835	201,045	▲28.4%
文化財災害復旧	142,415	87,831	12,256	▲86.0%
職員採用（災害復旧等）	439,770	365,930	304,650	▲16.7%

※R3→R4増減金額が大きい上位3項目を記載

※：今年発生した災害に係る災害復旧事業費や災害世帯数等に応じて算定される項目

特別交付税のあらまし

1 総 額

地方交付税総額の6%に相当する額（地方交付税法第6条の2第3項）

2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定、交付（地方交付税法第15条第2項、第16条第1項）。

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる（地方交付税法第15条第3項）。

1回目 12月に決定・交付（総額のおおむね3分の1以内）

2回目 3月中に決定・交付

〔参考〕

12月交付は、災害関係経費など早期に交付することが必要なもの及び

12月交付時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付する。

3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省の定めるところにより算定する（地方交付税法第15条第1項）。

（1）普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（普遍的なものを標準的水準でとらえている）の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること。（例：災害、干・冷害、市町村合併関連）

（2）普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。（例：法人税割修正）